

海老名市農業支援センター運営等補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、将来にわたる海老名の農業振興のための担い手確保、農地保全、地産地消の推進等を目的とする一般社団法人海老名市農業支援センター（以下「農業支援センター」という。）の運営に要する経費等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 担い手確保に関する事業（海老名市新規就農者支援事業補助金交付要綱に規定する新規就農者支援事業を除く。）
- （2） 農地保全、活用に関する事業
- （3） 地産地消の推進に関する事業
- （4） その他農業振興又は農地保全に資する事業

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の10分の10以内とする。

- 2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 農業支援センターを代表する者（以下「団体代表者」という。）は、海老名市農業支援センター運営等補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付の可否を決定し、海老名市農業支援センター運営等補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた団体代表者は、海老名市農業支援センター運営等補助金交付請求書（第3号様式）により、当該補助金の交付を市長に請求することができる。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 団体代表者は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、海老名市農業支援センター運営等補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止することが妥当と認めたときは、海老名市農業支援センター運営等補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により団体代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 団体代表者は、補助事業が完了したときは、事業完了日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、海老名市農業支援センター運営等補助金実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市農業支援センター運営等補助金確定通知書（第7号様式）により団体代表者に通知するものとする。

(調査等)

第11条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、団体代表者に対して報告を求め、又は市職員に実地調査を行わせることができる。

(決定の取消し)

第12条 市長は、団体代表者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、団体代表者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているとき又は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その超えた額の返還を命じることができる。

(書類の整備)

第14条 団体代表者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(所在地等の変更)

第15条 団体代表者は、所在地、団体名又は代表者名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

《令和４年４月１日・制定》

別表（第3条関係）

区分	対象経費	内容
人件費	職員等給与	農業支援センターで雇用する職員等に係る給与等（給料、時間外勤務手当、賞与等）
	報酬	事業実施において指導又は協力にあたった者に対する報酬
	福利厚生費	職員等に係る健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等のうち事業主負担分
事業費	栽培経費	事業実施に必要な農作物栽培に係る経費（種苗費、薬剤費、肥料費、資材費、燃料費、農機借料等）
	事業実施経費	事業実施に係るその他の経費（物品等購入、広報費、印刷製本費、土地借料、謝金等）
運営管理費	運営管理経費	農業支援センターの運営管理に要する経費（消耗品費、借料、使用料、燃料、光熱水費、通信費、旅費、会議費、印刷製本費、保険料、公租公課、委託料等）

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

海老名市農業支援センター運営等補助金交付申請書

年度海老名市農業支援センター運営等補助金の交付を受けた
いので、海老名市農業支援センター運営等補助金交付要綱第 5 条の規定に
より申請します。

1 事業の目的

2 交付申請額 円

3 事業の着手及び完了予定日

着 手 年 月 日
完了予定日 年 月 日

4 添付書類

☐ 事業計画書（補助事業の計画及び効果がわかる書類）

☐ 収支予算書（補助事業に係る収入支出の計画がわかる書類）

☐ その他（ ）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市農業支援センター運営等補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市農業支援センター運営等補助金の交付については、次のとおり交付・不交付することに決定したので、海老名市農業支援センター運営等補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) 事業を中止、廃止又は事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - エ 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者氏名 印

海老名市農業支援センター運営等補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定を受けました海老名市農業支援センター運営等補助金について、補助金の交付を受けたいので、海老名市農業支援センター運営等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求額 金 円

3 振込先 金融機関名 銀行・信用金庫 本店
農協・() 支店
種類 普通・当座 口座番号
口座名義人(カタカナ)

第 4 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

海老名市農業支援センター運営等補助金（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日付けで交付決定を受けました海老名市農業支援センター運営等補助金に係る事業について、下記理由により事業を（変更・中止・廃止）したいので、海老名市農業支援センター運営等補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更・中止・廃止後の交付申請額 円

3 変更・中止・廃止の理由

4 変更の内容

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市農業支援センター運営等補助金変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市農業支援センター運営等補助金に係る事業の（変更・中止・廃止）については、下記のとおり承認することとしたので、海老名市農業支援センター運営等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更交付決定額 円

3 交付条件

- （1） 事業を中止、廃止又は事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- （2） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （3） 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - エ 法令又はこの要綱に違反したとき。
- （4） その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

海 老 名 市 長 殿

住 所

名称又は氏名

代 表 者 氏 名

海老名市農業支援センター運営等補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けました事業が完了しましたので、海老名市農業支援センター運営等補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

記

1 事業の着手及び完了年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

2 事業の成果

3 添付書類

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市農業支援センター運営等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました海老名市海老名市農業支援センター運営等補助金については、次のとおり交付すべき額が確定したので、海老名市農業支援センター運営等補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	差引額	円